

第 10 章 女 性 福 祉

近年、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化、多様化、複合化している。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となった。こうした課題に対応するため、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行された。法律を踏まえ、当事者に寄り添った支援により、女性の福祉の増進及び自立に向けた取組を行っている。

1 女性相談 <子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係>

支援又は保護を必要とする女性の発見に努めるとともに、女性の生活、職業、その他種々問題についての相談、助言、関係機関との連絡などを行っている。

相談案件数

年度	女性福祉 資金償還	婦人保護 施設入所	就職	結婚	帰宅・ 帰郷	都女性セ ンター・福祉事 務所移送	都外婦人相談 所その他関係 機関移送	助言指導	住宅 入居	その他	計
3	0	0	0	0	0	3	4	117	2	3	129
4	14	0	0	0	0	3	3	155	1	5	181
5	14	0	0	0	0	3	1	121	0	1	140

2 母子・女性緊急一時保護事業 <子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係>

緊急に保護を要する母子・女性を、目黒区指定の施設へ入所させて、必要な保護・相談及び指導を行う緊急一時保護事業を実施している。指定施設の入所期間は、1週間以内で、使用料は無料である。また、当区の指定施設以外にも東京都の施設へ緊急一時保護依頼をしている。

緊急一時保護状況

年 度	3	4	5
実利用世帯数	【2】 6	【3】 4	【1】 2
実利用日数	79	124	15
延利用人数	93	260	22

注 【 】内は東京都の施設への依頼分。警察経由含む